様式第七号（第十条の二関係）

横浜市資事指令第１０５２号
令和 ６ 年 ５ 月 １ 日

許可番号　第０５６０００００５５４６号

産業廃棄物収集運搬業許可証

【注意】
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

住　所　大阪府高槻市上田辺町１９番８号

氏　名　都市クリエイト　株式会社
代表取締役　前田　晋二　　様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 １ ４ 条 第 １ 項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長　山中竹春

横浜市長印
資源循環局専用

許可の年月日　令和 ６ 年 ４ 月 １ 日
許可の有効年月日　令和１１年 ３ 月３１日

１．事業の範囲

産業廃棄物の種類
（１）収集・運搬（積替え及び保管を除く）
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動物系固形不要物　以上１４種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

３．許可の条件

なし

４．許可の更新又は変更の状況

平成３１年 ４ 月 １ 日　新規許可
令和 ６ 年 ４ 月 １ 日　更新許可

５．積替え許可の有無　有・無

市名　許可番号

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　無

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。